

法 律

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十三号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年六月三十日」を「平成三十五年六月三十日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(防衛省設置法及び厚生労働省設置法の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。

一 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号) 附則第二項の表及び附則第四項

二 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号) 附則第四項

(自衛隊法の一部改正)

3 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に、「第四条第二十四号」

を「第四条第一項第二十四号」に、「同条第二十五号」を「同項第二十五号」に改める。

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 石井 啓一

防衛大臣 小野寺五典

内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五百五十七号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令(昭和二十七年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「六人」を「七人」に、「五人」を「六人」に改める。

附 則 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五百五十八号

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七条第五項及び統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成三十年五月十六日」を「平成三十五年五月十六日」に改める。

一 防衛省組織令(昭和二十九年政令第三百七十八号) 附則第十二項

二 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号) 第二条第四号

附 則

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成三十年法律第十三号)の施行の日から施行する。

総務大臣 野田 聖子

防衛大臣 小野寺五典

内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○農林水産省令第二十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣 齋藤 健

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	別表二（第九条関係） （略） 付表 一〇五十五（略） 五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツその他のシトラス・パラダイシ及びレモンその他のシトラス・リモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十七〇六十四（略）	改正前	別表二（第九条関係） （略） 付表 一〇五十五（略） 五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ及びレモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 五十七〇六十四（略）
-----	---	-----	---

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年四月十三日 農林水産大臣 齋藤 健

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	別表第一（第一百五十五条の二関係） 一〇三三（略） 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含む製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤並びにセラメクチンを含むる外用剤を除く。）を除く。	改正前	別表第一（第一百五十五条の二関係） 一〇三三（略） 四 前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含む製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤並びにセラメクチンを含むる外用剤を除く。）を除く。
-----	---	-----	---

別表第三（第六十八條関係）

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含むる製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含むる外用剤、イベルメクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含むる眼適用の外用剤、セラメクチンを含むる外用剤、モキシデクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含むる外用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、並びにラタノプロストを含むる眼適用の外用剤を除く。）を除く。

別表第三（第六十八條関係）

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含むる製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含むる外用剤、イベルメクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含むる眼適用の外用剤、セラメクチンを含むる外用剤、モキシデクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含むる外用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、並びにラタノプロストを含むる眼適用の外用剤を除く。）を除く。

改正後	別表第三（第六十八條関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含むる製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含むる外用剤、イベルメクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含むる眼適用の外用剤、セラメクチンを含むる外用剤、モキシデクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含むる外用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、並びにラタノプロストを含むる眼適用の外用剤を除く。）を除く。	改正前	別表第三（第六十八條関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含むる製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含むる外用剤、イベルメクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含むる腔内適用の外用剤、シクロスポリンを含むる眼適用の外用剤、セラメクチンを含むる外用剤、モキシデクチンを含むる外用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含むる外用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、並びにラタノプロストを含むる眼適用の外用剤を除く。）を除く。
-----	---	-----	---

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第四号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第六十九條の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年四月十三日 防衛大臣 小野寺五典

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 （労務管理官の職務の特例） 第三条 労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、平成三十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。	改正前	附則 （労務管理官の職務の特例） 第三条 労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、平成三十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。
-----	--	-----	---